

川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、主体的な地域活動の促進及び多様な活動の地域又は分野を越えた連携を図り、活力ある協働のまちづくりを推進することを目的として、川西町まちづくり基本条例（平成16年条例第26号）に基づく自主自立（律）のまちづくりを実践する団体又はグループに対し、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第2条 補助対象事業（以下「事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- （1） 地域間交流事業
- （2） 世代間交流事業
- （3） 人材育成事業
- （4） コミュニティ育成事業
- （5） 子ども育成事業
- （6） イベント（研修会等含む）開催事業
- （7） その他町長が特に認める事業

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、町内に所在する自治会、団体又はグループ（以下「自治会等」という。）とする。ただし、町内各地区経営母体（地区交流センター）及び過去5年以内に採択された自治会等は対象外とする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は事業費の10分の10以内とし、一事業あたり予算の範囲内で交付する。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、規則第4条で定める補助金等交付申請書のほか次に掲げる書類を添付し、別途町長が定める日まで町長に申請するものとする。

- （1） 事業計画書（別記様式第1号）
- （2） 収支予算書（別記様式第2号）
- （3） 組織の規約、構成、活動状況
- （4） その他参考となる書類

（事業の採否の決定及び通知）

第7条 町長は、前条に基づく申請があったときは、補助金交付の可否を決定し、その結果を申請者に対して川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金交付決定（却下）

通知書（別記様式第 3 号）により通知するものとする。

（条件）

第 8 条 規則第 6 条に規定する事項については、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により町長の承認を受けようとする場合は、川西町協働のまちづくり実践活動助成事業計画変更申請書（別記様式第 4 号）を提出しなければならない。

3 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1） 事業主体の変更

（2） 事業内容の変更

（3） 事業場所の変更

（4） 事業費の 5 分の 1 を超える変更

4 補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が予定期間に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに川西町協働のまちづくり実践活動助成事業遂行状況報告書（別記様式第 5 号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業実績報告）

第 9 条 第 7 条により採択の通知を受けた補助事業者は、規則第 13 条で定める補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）を、事業完了の日から起算して 30 日を経過する日又は事業を実施した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで、町長に提出するものとする。なお、添付すべき書類は次のとおりとする。

（1） 事業実績書（別記様式第 1 号）

（2） 収支精算書（別記様式第 2 号）

（3） その他参考となる書類

（補助金の確定）

第 10 条 町長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、補助事業者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 補助金は、前条の規定による額の確定後交付するものとする。ただし、町長が特に必要があると認める場合には、交付決定金額の 80 パーセントを上限として、概算払により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金概算払請求書（別記様式第 6 号）又は川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金精算払請求書（別記様式第 7 号）を町長に提出するものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費名	経費の内容
報償費	講師への謝金等
旅費	外部講師や研修等に係る旅費等
需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、材料費）	事業に直接必要な事務用品などの購入費、資材費、燃料代、資料の印刷代、写真現像代、イベント等での賄材料費等
備品購入費	原形のまま比較的長時間の反復使用に耐え、取得価格が2万円を超える物品等
役務費	事業に係る保険料、切手代、広報費、クリーニング代等
使用料（各種借上料を含む）	会場借上げ、バス借上げ料等
委託料	団体自らが行うことが困難なものに限る外部への委託料

注 ただし、備品購入費について補助対象経費として認める金額は、交付決定金額の30%以内とする。

1 事業の目的

2 申請する（実施した）事業の内容

3 今後のまちづくりとの関わり方

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額 (精算額)	当初予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額 (精算額)	当初予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					

第 号
年 月 日

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者名 殿

川西町長 ⑩

川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金交付決定（却下） 通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

【決定内容】

年 月 日

川西町長 殿

申請者 所在地
団体名
代表者名

川西町協働のまちづくり実践活動助成事業計画変更申請書

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知があった標記事業について、
下記のとおり計画変更したいので、川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金交付要綱第 8
条第 2 項の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容

- 2 変更事業計画書（別記様式第 1 号又は同様式に準じて作成すること。）

- 3 変更収支予算書（別記様式第 2 号又は同様式に準じて作成すること。）

年 月 日

川西町長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

川西町協働のまちづくり実践活動助成事業遂行状況報告書の提出について

川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金交付要綱第 8 条第 4 項に基づき補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況報告書を提出します。

記

1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由

2 遂行状況

計 画	遂行状況	備 考

年 月 日

川西町長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名 ⑩

川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金概算払請求書

年 月 日付け、 第 号で交付決定の通知があった標記事業補助金について、川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算払により交付くださるよう請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

交付決定額	今回請求額	差引残額
円	円	円

2 振込先

金融機関名	銀行 支店 山形おきたま農協 支店
預金種別	普通（総合）・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

年 月 日

川西町長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名 印

川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金精算払請求書

年 月 日付け、 第 号で額の確定通知があった標記事業補助金について、川西町協働のまちづくり実践活動助成事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり精算払により交付くださるよう請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

額の確定額	概算払額	左記受領日
円	円	令和 年 月 日

2 振込先

金融機関名	銀行 支店 山形おきたま農協 支店
預金種別	普通（総合）・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	